

釜石商工会議所 生命共済「独自給付制度」規約

(目的)

第1条 本制度は、釜石商工会議所が会員事業およびその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する共済制度「おでんせ共済」の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 本制度の対象者は「おでんせ共済」に加入する当商工会議所会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員(以下、「対象者」という。)とする。

(運営費)

第3条 本制度に係る運営費は「おでんせ共済」の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。また、会員事業所は当商工会議所に対し、「おでんせ共済」の掛金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

(責任開始日)

第4条 本制度の責任開始日は、「おでんせ共済」の一部をなす福祉団体定期保険(以下、「団体定期保険」という。)の責任開始日と同日とする。

(保障期間)

第5条 本制度の保障期間は、団体定期保険の保険期間と同一とする。

(失効)

第6条 団体定期保険が効力を失った場合には、本制度は同時に効力を失う。

(給付内容)

第7条 本制度の給付は、見舞金・祝金とし、その内容は[別表1]に定めるとおりとする。

(給付手続き)

第8条 対象者は、見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。なお、給付の申請期限は、見舞金については支払事由の発生した日より3年以内、祝金については1年以内とする。

ただし、対象者において次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合、見舞金・祝金を支払わないものとする。

1. 見舞金・祝金の請求に関し、受取人に詐欺行為(未遂を含む)があった場合。
2. 対象者が次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する場合。

(ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に該当すると認められること。

(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

(ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

(エ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(規約の制定・改廃)

第9条 本規約の制定および改廃は、常議員会の決議により行う。

(附 則)

本規約は、平成24年11月1日から施行する。

(附 則)

この規約、第8条(給付手続き)の改正規約は、平成25年1月1日から施行する。

(附 則)

この規約、第7条(給付内容)[別表1]の改正規約は、令和2年3月31日から施行する。

[別表1]見舞金・祝金給付内容

<給付する場合>

1. 病気入院見舞金

対象者が疾病により8日以上継続入院した場合、下表のとおり病気入院見舞金を支給する。なお、保障期間内（毎年11月1日から10月31日までの1年間）において2回まで請求できる。ただし、保険金・給付金と重複して給付することはしない。請求期限は、事由発生日より3年以内とする。

給付内容 \ 口数	5口	4口	3口	2口	1口
病気入院見舞金	一律 25,000円	一律 20,000円	一律 15,000円	一律 10,000円	一律 5,000円

2. 結婚祝金

加入日（効力発生日）以後1年以上経過した対象者が本制度の保障期間中に結婚した場合、下表のとおり結婚祝金を支給する。なお、夫婦の両者が加入者である場合は、両者それぞれに結婚祝金を支給する。請求期限は、事由発生日より3年以内とする。

給付内容 \ 口数	5口	4口	3口	2口	1口
結婚祝金	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	5,000円

3. 出産祝金

加入日（効力発生日）以後1年以上経過した対象者（もしくはその配偶者）が本制度の保障期間中に出産した場合、下表のとおり出産祝金を支給する。ただし、夫婦の両者が加入者である場合においては、どちらか一方にのみ支給するものとする。請求期限は、事由発生日より3年以内とする。

給付内容 \ 口数	5口	4口	3口	2口	1口
出産祝金	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	5,000円

4. 年祝金

加入日（効力発生日）以後1年以上経過した対象者の年齢が、本制度の保障期間中に男性においては満42歳、女性においては満33歳に到達した場合、下表のとおり年祝金を支給する。請求期限は、事由発生日より3年以内

とする。

給付内容 \ 口数	5口	4口	3口	2口	1口
年祝金	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	5,000円

5. 成人記念祝金

加入日(効力発生日)以後1年以上経過した対象者の年齢が、本制度の保障期間中に満20歳に到達した場合、下表のとおり成人記念祝金を支給する。請求期限は、事由発生日より3年以内とする。

給付内容 \ 口数	5口	4口	3口	2口	1口
成人記念祝金	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	5,000円

[別表2] 見舞金・祝金給付請求書類

見舞金等区分	必要書類
病気入院見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ・当所指定請求書 ・診断書・領収書等、入院日数の証明ができる書類(コピー可)
結婚祝金	<ul style="list-style-type: none"> ・当所指定請求書 ・戸籍抄本等結婚したことが証明できる書類(コピー可)
出産祝金	<ul style="list-style-type: none"> ・当所指定請求書 ・戸籍抄本・住民票等出産したことが証明できる書類(コピー可)
年祝金	<ul style="list-style-type: none"> ・当所指定請求書 ・戸籍抄本・住民票・免許証等年齢が確認できる書類(コピー可)
成人記念祝金	<ul style="list-style-type: none"> ・当所指定請求書 ・戸籍抄本・住民票・免許証等年齢が確認できる書類(コピー可)